

藤原師長書状考—平安時代末期の宣旨、口宣案をめぐる

高梨 真行

はじめに

藤原頼長（一一二〇～五六）の子として生まれた師長（一一三八～九二）は、琵琶の才で一流を成し音楽に秀でた人物として著名であるが、その生涯は波乱に富んだものである。摂関家に生まれ十代で公卿に列するも、保元の乱で父が敗死したため土佐国に配流され、多感な青年期に挫折を味わった。後に許され朝廷に復帰し、廷臣として公卿議定に参画、太政大臣にまで昇ったが、平清盛による「治承三年の政変」により解官され、再び京から追放され尾張国で出家した。晩年には許されて京に戻るも、政治を離れ琵琶の道を究め、その伝授に腐心したことで知られる。まさに混乱期の世情に翻弄された、浮沈の激しい一生を送った人物といえよう。

従来、師長といえば「琵琶」が連想されるほど、その突出した才で語られることが多かった。そのため政治的には無能であったにもかかわらず、音楽の才のみで高位高官への昇進を果たしたと解される傾向が人物評の主流であった。こうした評価に対し、樋口健太郎氏は、同時代の古記録を精査し、朝儀において重要な職務を任されるに足る廷臣Ⅱ「有識」の公卿と認識されたがゆえの結果とする新たな見解を示した。また自身も父頼長から政務の手腕を受け継ぎ、後継者を自認していたことから、「頼長流摂関家」の復活を目指す動向を明らかにした（註1）。

師長の生きた平安時代末期・十二世紀は時代の転換期にあたり、同時に戦乱が断続した時期でもあったため史料が散逸などにより限定されるという研究上の難点がある。また、後継者に恵まれず断絶した家流では、家伝の記録や文書の残る可能性が低く、師長の研究も多分に漏れず、使用できる史料に大きな制約がある。そうした数少ない史料は同時代の公家の日記が中心で、記載記事から事績を追うことができる。しかし人物像へのアプローチはもっぱらこうした

古記録に依拠しており、第三者である記録の記主の主観による偏りは否めない。

いっぽう、古文書の伝存はさらに少ない現況である。現存する師長差出の書状正文については、数通が残されるのみである。そのうちの一通は、皇居三の丸尚蔵館に収蔵される自筆書状として伝来したものである。そもそも類例が少ないことから、師長書状に関する研究については蓄積が少ない（註2）。そこで本稿では、文化財学的手法を基礎に、この書状の料紙分析や状態観察を行い、次に本文内容について検討して作成された背景を考察する。最終的には古文書原本としての藤原師長書状の歴史学、古文書学における学術的評価を導き出したい。

一 皇居三の丸尚蔵館収蔵藤原師長書状の概要—料紙分析から

限られた師長書状の正文のなかで、自筆とされる書状は三通が現存する。皇居三の丸尚蔵館収蔵の書状はその一つである。近衛家旧蔵で、明治十一年（一八七八）に近衛忠熙が明治天皇に献上した品々に含まれる。皇室での保管以降、平成元年（一九八九）に宮内庁所管の国有品となり、三の丸尚蔵館に収蔵された（カラー口絵1・2）。その他は、「吉田履一郎所蔵文書」中の一通（註3）、個人蔵の消息一通（註4）が伝わる。師長を伝称筆者とする書状は関戸家および徳川頼貞旧蔵の各一通（註5）、「保阪潤治所蔵文書」中の一通（註6）が、書状ではないが自筆の筆跡として、宮内庁書陵部で保管する伏見宮旧蔵資料のなかの『啄木譜』の「文治三季二月廿一日」とある自筆署判の伝授奥書が知られる（註7）。

尚蔵館収蔵の師長書状は、現在は掛幅装で、本紙周囲には鮮やかな文様の表具裂が使用される（カラー口絵2）。これは他の近衛家旧蔵の掛幅装にも見られる、所謂「家熙表具」と呼ばれるもので、江戸時代中期の当主近衛家熙が選

び、使用した表具であろう（註8）。まずは概要を左記に示す。

【藤原師長書状（カラー口絵1参照）】

法量 縦二九・七×横五〇・二cm

形状 縦紙

紙質 楮紙（檀紙）

時代 平安時代後期・一二世紀

差出書 師長

宛所 （記載なし）

積文 口宣案等進献之／積鬱之間悦承候了、／抑、彼御札加一見候了、／

此 宣旨未到、尤不／審候、到来候者、不日可／下知候、謹言

七月二日 師長 *／は改行を示す。

内容については第二節以降で検討を加えることとし、先ず料紙分析について述べたい（以下の記述については表1参照）。表面は柔らかな風合いで地色は全体的に美しい白色である。透過光下での観察では、現状、本紙の厚さに若干の斑が視認できるため、相剥ぎが予想される。しかし、斑の数は少ないため全体的に厚さは均一と思われることから、高度な技が用いられたようだ（上手な仕上がりである）。また樹皮片や繊維束、担（繊維の寄った部分）は極めて少なく、地色の白さはこれに起因すると思われる。表装時の裏打ちにより判然と

表1 表面観察および透過光での顕微鏡観察（100倍）による外見的特徴と分析結果

文書名	藤原師長書状
収蔵	皇居三の丸尚蔵館
繊維の種類	楮
地色	白
地合	斑・微
繊維配向	天地（縦）
繊維束	極微
樹皮片	極微
非繊維物質	極微
填料	米粉・極微
硬さ	不明
簧の目	透視・18本
糸目	透視・極微・幅4.1cm
板目	表・無／裏・不明
刷毛目	表・無／裏・不明
紗目	無
加工	有（打紙・緩い）
備考	裁断繊維有、墨影有、相剥ぎ

*簧の目の項目に表示した数値は、1寸（30.3mm）当りの本数を示す

はしないものの、表面の地合から見ても、本来は厚い紙であったことが予想される。透過光下で確認すると簧の目及び糸目は僅かに観察される程度である。簧の目は太く、本数は、一寸（三・〇三cm）あたりで約一八本であった。糸目幅は約四cmで、これらの値は菅簧で漉かれた紙であることを示す。縦横寸法は横が五〇cm超に対し、縦が三〇cm未満である点、また縦横比からは裁断が想定される。平安時代後期の料紙の類例では、縦横比が約一・七から一・八であり、一般的には縦が三〇～三五cm、横が五〇～五五cmの中に収まる場合が多い（註9）。そして師長書状の墨書の配字等を考慮すれば、天地および端奥で二cm前後の裁断が考えられ、とくに地部はその率が高く、ために署名の下部に若干の欠失を生じさせている。縦横比率の前後値も踏まえれば、およそ料紙の本来の寸法は、縦三〇～三一×横五〇～五二cm程度であったと推定される。

顕微鏡（一〇〇倍）を用いた透過光下の観察では、繊維は太く長い為、楮の特徴を呈していると判断される。密度も高いが、繊維自体の立体感は若干失われており、全体的に平らに伸び広がる（図1・2）。こうした像は打紙した楮繊維のものに近いが、叩き方はやや緩い（甘い）ものである。そして、ごく

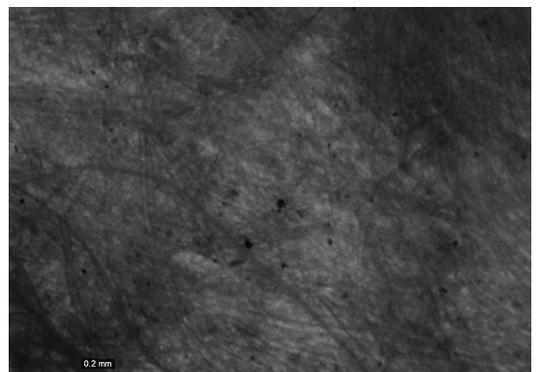


図1 藤原師長書状・料紙拡大（顕微鏡230倍・透過光）

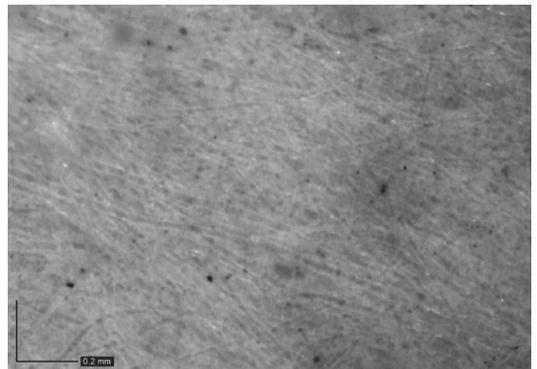


図2 藤原師長書状・料紙拡大（顕微鏡230倍・反射光）

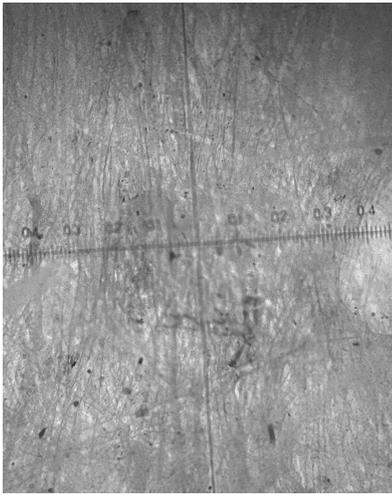


図3 書状料紙表面墨影部分拡大
(顕微鏡100倍・透過光 地主智彦氏提供)

一部であるが、截断繊維が視認され、米粉などの填料もごく少量が含まれている。繊維配向は主に天地（縦の流れ）を示すことから、流し漉きによる抄紙が想定される。また料紙の表面に残る柔らかな風合いと、顕微鏡観察での繊維が立体感がなく高密度で拡がる点を踏まえれば、軽い打紙加工が施されたと考えられる。

書状表面の反射光下の観察では端から奥の全体にかけて、薄い墨影が認められた。判読は困難だが、鏡面文字のように反転して見える。そこで撮影画像を用い、反転させて確認すると次のように読める。

先日、所被尋仰候、

宣旨□方於 禁裏

仍□□参折節、左中弁

殿有御承引間、下知候了、

為御不定「□□」

可□人候、恐「□□」

七月十□□

□□「□□」

月日が確認されるので八行にわたる書状であろう。すべて反転した墨影である点、また反射光下でしか視認できない点（透過光下では視認できず）、顕微

鏡での観察により、楮繊維の上に墨の付着が確認されたことなど（図3）から、料紙表面に墨が付着したものと考えられる。よって既述の墨影は墨映文書ということになるか。

また、本文一行目と二行目の行間の天部寄り、および月日の左奥寄りにも墨影が認められる。これらは既述の反転墨影よりも小さい文字であり、また透過光下でも視認できるため、紙背の墨書であろう。

ここまで確認できた①緩い打紙加工が施された点、②反転文字の墨影がある点、③紙背に小さな文字の墨書が認められる点から次の様な類推が可能であろう。まず表面の師長書状が宛所へと伝達され通信目的を終えた後に書状は反古にされた。次に受け取った宛所側で、料紙を再使用するために反古を翻し、紙背面（書状の裏面、白紙面）を記録料紙として調整するため、書状面（表面）に、他の反古にした書状の表面を合わせ、裏面側から打紙加工を施し平滑化させた。その際、湿気を含ませた影響で、合わせた一方の書状の文面が師長書状の表面に付着して転写された。その後、平滑化された料紙の裏面（白紙面）を記録の料紙に使用した。そして後世、記録面（裏面）と書状面（表面）を相剝ぎし、書状面を表にして掛幅装に仕立てたものと推定される。

以上、表装のため料紙分析に限界はあるが、白く柔らかな風合いを持ち、横寸法が五〇cmを超える点など、平安時代後期の書状料紙の特徴を示している。とくに楮の截断繊維が含まれる点など、中世における上級廷臣に使用が許された、質の高い大型の檀紙であると判断される（註10）。これは頼長流撰関家の継承者として、忠通流の近衛基通、松殿基房と次期撰関家当主の座をめぐって争った師長が使用した料紙として、ふさわしいものと結論づけられる。

二 書状本文について―書札札、宛所の検討

次に師長書状の内容について確認する。気分が晴れない時分に、宛所の人物からの書状を受けとった師長は、「彼御札」を一見して、宣旨が自分の許に届いていないことに不審を抱き、宣旨到来後すぐにも下知すると回答した返信である。先行研究においては、「宣旨」、「下知」、「口宣案」の語からみて、朝廷の公事における人事案件について出されたものと推定されるが（註11）、当事者

間でのみ理解が済む範囲で交わされた内容であるため、多分に表現が省略されている。よって注意を理解するのはやや困難である。まず手がかりとして、書状の書札礼を確認してみる。

料紙の大きさに対して字は大きめでやや崩しており、端奥の余白が裁断されるにしても比較的広くとられる。書止文言は「謹言」、月日は本文よりも三字程下げた位置から書き始めており、日下も二・三字分空け、「師長」と諱で署名する。端では追而書が本文の文字よりもやや小さく、地寄りの位置で書かれる。全体的に見て、書札礼は尊大、薄礼といえる。宛所を欠くが、師長よりも下級者に宛てた返書と見て良いだろう。

次に、書状中の語に着目してみる。「彼御札」は、わざわざ「彼」を付すことから、宛所の人物が師長に書いて送ったものではなく、別人の書状を示すと考えられる。先行研究の見立て通り「宣旨」、「下知」、「口宣案」の語から、「彼御札」の内容も私信ではなく、朝廷での公事（政務）に関連したものと連想される。

では、師長が言う、宣旨が手元に届かないとの意はどのような状態なのだろうか。そもそも、宣旨とは朝廷の太政官で作成される文書の一つである。天皇または院（治天の君）の意向を承けた蔵人職事（蔵人頭及び五位蔵人を指す）が、その案件の担当上卿に伝える際、内容を簡便に記して作成するのが口宣（口宣送状または口宣書下）である。これを承け、上卿が外記局または弁官局に下知して（これを宣下または上卿宣という）、外記または史が執行内容を略記した文書を作成するが、これが宣旨（これを外記宣旨または弁官局の官宣旨と呼ぶ。狭義の意味での宣旨を指す）である。

しかし師長の活躍した平安時代後期では、この「口宣」のことを、しばしば「宣旨」と呼び慣わしていたようだ。次の史料はそれを示している。

十二日、晴、午後陰雲起、申刻許雷雨、自蔵人木工頭許下宣旨二枚、
（三条実房）
女御殿合爵申文一通、下大外記師尚了

伊賀供御所預兼元等申文一通、副御□□押□雜物注文□下右少弁信範
了、（註12）

三条実房（一一四七～一二二五）の許に蔵人藤原重方から女御三条珠子の合

爵（官職への推挙権を返上する代わりに、より実入りのある年爵を一名分増加させる特権）および、某兼元の伊賀供御所預職補任申文（推薦状）に関する指示が宣旨で伝えられ、それぞれ大外記中原師尚と右少弁平信範に下したとある。「宣旨」と記載されるが、員数は「一枚」であるため、いわゆる「口宣」に近い機能が想起される。このように平安時代末期に口宣と宣旨は類似するものとして使用されていたようだ。

（前略）蔵人左少弁行隆（藤原）參左府、下口宣三枚、令陸奥国住人秀衡追罰頼朝（藤原）
朝、有其功勞者可加不次賞、一枚令越後国住人資永追罰頼朝事、一枚宗盛（平）
卿令補五畿内并近江・丹波等惣管事、是天平三年例云々、親王任此職云々、
相府示給云、兩人追罰使事、外聞可有思慮事也、以彼家下文可下知
歟、蒙別宣旨了、有其功者、彼等又如何、早破々々、（後略）（註13）

左大臣大炊御門経宗（一一九〇～一二〇九）の許に蔵人藤原行隆が参り、富士川の戦いで敗北した平氏政権の圧力によって、朝廷は源頼朝追討を奥州の藤原秀衡に命じ、功績に応じて報償する件と、越後国の城資永にも頼朝追討を命じる件、さらに平宗盛を五畿内惣管職に補任する三件について口宣を下したが、経宗は、「追討宣下に関しては外聞を憚り、（朝廷の官宣旨ではなく）、「彼家」平氏の決定として、秀衡や資永には平氏の下文によって命じるべきで（不首尾の場合の朝廷の威信低下を考慮して）、その件は別に宣旨を得た。また秀衡や資永に実際に功績があった場合はどうか（朝廷が報償するべきなのか）、このような口宣はすぐにも破棄すべきだ」とする意見を伝えた。

ここで「口宣」を承けた経宗は、別の「宣旨」を得たとした。先に見た「宣旨」もこの「口宣」も、「枚」単位で出されており、両者が機能として近いものであったことを示す。

そもそも「宣旨」とは本来口頭で伝えられるものである。上位者が命令を下位の者に指示した際に、下位の者が自身の備忘のために書き留めたものに由来する。そのため下位の者は執行に際し、別途これを命じる文書を新たに作成しなければならずだが、利便性を優先してこの書き留めた文書をそのまま送付するようになった。口頭での命令内容を略記したものであるため「宣旨書」とも呼ばれた（先に見た実房や経宗に下された「宣旨」はこの「宣旨書」

を指すと思われる)。厳密には、「口宣」は「宣旨書」とは異なる文書であるが、「口宣」も天皇・院（上位者）の意向を承った際に、藏人職事（下位の者）が書き留めたものであるから、広義での「宣旨」の一種に含まれるため、この時代においては宣旨_ニ口宣として認識されていたようだ。その宣旨書と口宣の関係について興味深い既述がある。

（前略）何様ノ宣旨ヲ職事ハ口宣ニ書候哉、命云、惣口宣可書也、消息ハ藝事也、凡ハ為後代可為証拠之宣旨、口宣可書歟、予云、口宣者模書職事之状、只書我判所、弁之許可遣歟、口宣ニ書天下外記事不候歟、如何、答云、外記・内記ハ各召里亭可仰也、或又下職事書状天、此定可宣下之由仰、又例也、予又云、召外記事、以消息大外記之許可示候歟、命云、可然諸大夫書消息可遣也、有障之時、召進少外記也、消息之状云、可被仰下事候、只今可令参入給、若有御障者、可令召進六位外記給者、依新大納言殿御消息、執啓如件、謹上大外記殿ト可書也、（後略）（註14）

この記事は、陣座の仗儀出席のため参内した三条実房が、藏人の到着が遅れていたため、先に座に着いていた左大臣経宗に、上卿を勤めるにあたり、日頃の公事に関する先例における疑問について質問した際のやりとりの一つである。どのような内容の宣旨について藏人は口宣に書くのか（上卿に伝えるのか）との実房の問いに、経宗は「一般的には（全て）書く」とし、藏人が口宣ではなく消息でもって上卿に伝えるのは「襲事」つまり慣行であり、後々の証拠として残すための案件は口宣に書くべしと回答し、その他、外記・内記への伝達やその方法についても指示を与えた。つまりこの当時、公卿の間では、宣旨書と口宣は近似する文書とする認識のあったことがここからも窺える。

そうした背景を踏まえ、師長書状にある「宣旨」を「宣旨書_ニ口宣」に読み替えれば、その未達に不審を抱き、到来後に直ちに下知するという師長の立場は、ひとまずは上卿が推定されよう。とすれば宛所は「宣旨書_ニ口宣」を送る立場の者が想定されるので、返信の相手は藏人職事である可能性が高い。

以上のような仮説をもとに、次にこの宛所の人物を検討してみよう。まずこの書状の紙背が記録料紙として再利用された点に注目するとともに、今ひとつ留意すべきは、書状自体が摂関近衛家に伝来した点である。

摂関家は政務の家であり、五摂家の一つ近衛家の史料の多くを所蔵する陽明文庫には、朝廷での公事に関する多くの記録類が残される。その中には摂関家の家司（家政機関の職員）の家の記録も含まれる。特に摂関家歴代当主に仕えた高棟流平氏は「日記の家」と呼ばれるほど、各当主が日記を残したことで知られる。その中でも平安時代後期の政治史を知るうえでの重要な史料として、摂関家の藤原忠実（一〇七八〜一一六二）、忠通（一〇九七〜一一六四）、近衛基実（一一四三〜一六六）、松殿基房（一一四五〜一二三〇）に仕えた平信範（一一二一〜一七八七）の日記『兵範記』が著名である。この記録の料紙はまた、その多くに紙背文書があり、反古紙を再利用したものである。そして紙背文書の多くは信範宛ての文書が占め、特に叙位、除目に際しての申文など、信範が藏人頭であった期間に出されたものが集中する（註15）。また信範は記録を執筆する際に、反古紙二枚を表面で合わせ、筆の滑りが良くなるよう打紙加工していたことが知られる（註16）。

師長書状の顕微鏡による透過光下の観察でも打紙加工に類似する像が看取されたのは既述の通りである（註17）。そこで仮説を踏まえれば、師長と同時代人であった平信範の許に届いた師長書状の紙背を利用して、『兵範記』の料紙として再利用したとする余地はあろう。先にも述べたが、この書状の表装は「家熙表具」と考えられるため、師長書状は『兵範記』の紙背文書として、信範の主近衛家に伝来し、江戸時代に入り、書状の価値を見出した近衛家熙の頃に相剝ぎされて、日記と師長書状とが分離され、書状の方が掛幅装に仕立てられたとする推測が可能であろう（註18）。

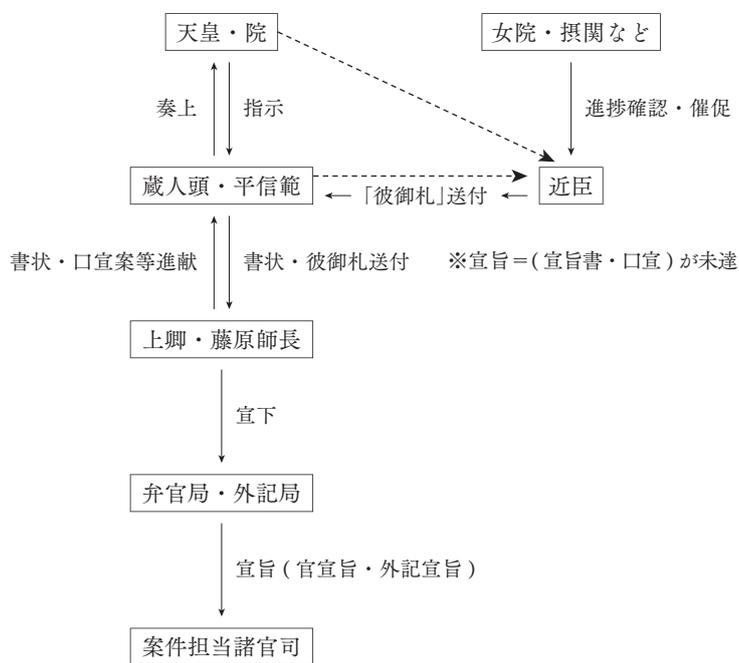
次いで「彼御札」の意味について考えたい。まずどんな立場の者が「彼御札」を書いたのかという点である。師長が一読した上で、宣旨の未達につき不審との意見を伝え、到来後の速やかな下知を回答していることから、恐らく、「彼御札」は、宣旨に記された、朝廷での公事案件について、宛所に推定される藏人職事に進捗を尋ねるか、または執行を催促する内容であったと推測される。それを承け、藏人職事は担当上卿の師長へ、自身の書状に「彼御札」を副えて送ったのだろう。受け取った師長は、藏人職事の書状とともに「彼御札」が送付されてきたことから、公事案件未執行の責任が自分に向けられ、自身

への非難や催促の意があると解し、そもそも正式に案件執行を命じた宣旨が届かないのに催促される事を不審に思い、蔵人職事へ反論したのがこの書状の主旨であろうと考える。

この「彼御札」を書き、蔵人職事へ進捗確認または催促をした者については、天皇や院、女院または摂関家当主などの周辺の人物が指定される。仮に天皇や院、摂関が直接蔵人に指示して送ったのなら、「叡慮」や「御気色」などの語により意向の存在を明示するか、または明文化せず暗に示すやり方を取るのが当時においては一般的であろう。本文には単に「御札」とあるので、差し出しは一般廷臣が予想されよう。蔵人職事から師長に宛てられた書状に副えられたとする、筆者の仮説を鑑みれば、「彼御札」を書いた人物は、師長に送付した蔵人職事とは別の蔵人か、またはそれ以外で、天皇や院、女院、摂関家当主の近臣や側近が推定されよう。しかし蔵人職事は、それぞれ担当を持ち、かつ分掌していたはずなので、他の蔵人が書状を出すのは不自然さが残る。

ここで蔵人という天皇側近としてのイメージが強いが、それは天皇親政に際しての有様である。院政下における蔵人は、建前としては天皇の意を奉じるが、実質的には治天の君たる院の意向を承け、上卿への伝達を行っていた。筆者は「彼御札」を蔵人職事に出したのは、同僚の他の蔵人ではなく、蔵人所より上位にある者の近臣ではないかと推測する。しかし意向の主は近臣自身ではなく主人ということになるが、宣旨を下すことが話題になっていることから、実質的に案件は天皇・院の許にもたらされ、太政官での執行が検討されたと思われる。

以上、この仮説に基づき、書状の内容を今一度整理してみたい。師長書状が『兵範記』の紙背とする仮説に立てば、書状は平信範に宛てられたとするのが自然である。貴人の近臣が、公事案件の未執行に不満を持つ主人（場合によっては院自身かもしれないが）の意を承け「彼御札」を書いて蔵人頭平信範に送り、信範は院（治天の君＝蔵人としての信範の活動期間を考えれば、後白河院となる）へ奏上し、院より進捗確認か執行催促などが指示され、信範は自身の書状をしたため公事案件担当の上卿であった藤原師長にその進捗確認か執行を命ずる催促を行い、同時に「彼御札」を副えて送った。信範から書状と「彼御



解釈A

札」を受け取った師長は、これらを一読し、執行の遅れについて催促する院の意向を知るも、そもそも正式に執行を命じる宣旨自体が自身へ未達なため（正式に通達されていない案件について催促されるのは）甚だ不審である。届き次第、速やかに外記または弁官に下知する（宣下する）と反論して信範に回答した返信となる。また宛所がない点については、掛幅装に仕立てた際の裁断ではなく、あえて奥に記さなかった可能性もある。それは書状自体の宛所は蔵人頭平信範であっても、最終的に回答すべき相手は、後白河院や「彼御札」の送り手の近臣やその背後にある貴人であったとすれば、師長の返信は、信範→近臣→貴人（院など）という流れとなり、披露が前提となる。つまり、あえて記さなかったとする理解である（註19）。加えて追而書の末尾は「進献」とある。信範に直接宛てた書状であれば書札礼で上位に宛てた厚札の「進上」でも良さ

そうであるが、あえてより最厚札の表現で記されたこともこのことを裏付けていよう。以上の筆者の見解をひとまず解釈A（解釈図参照）としたい。

三、追而書「口宣案」をめぐって

次に、追而書の内容を考えてみたい。師長は「口宣案」等を進獻すると結んでいるが、当然、本文の内容に対応した表現であろう。院や貴人の近臣から自身への催促、または非難に対する反論の、ある種の証拠文書として、書状とともに上位者への披露を前提に送ったものと考えるのが自然である。

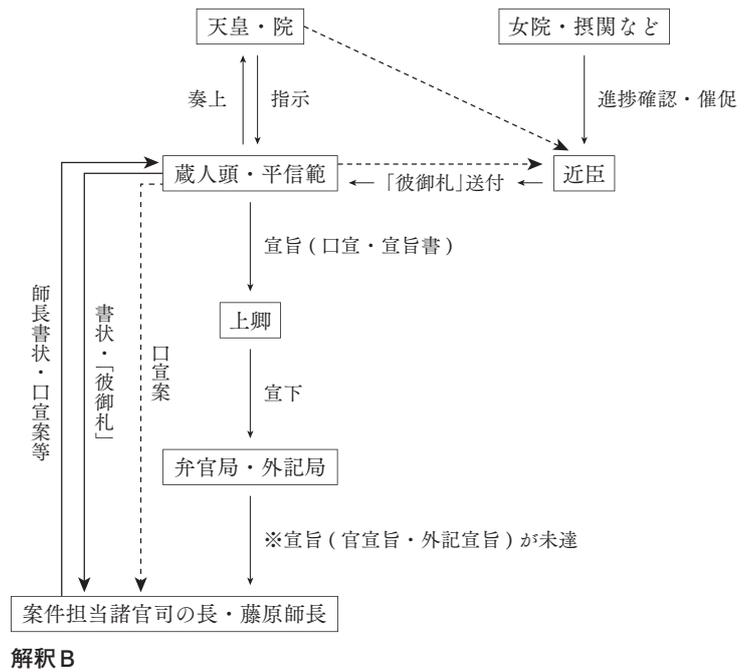
ところで、この「口宣案」であるが、そもそも蔵人が備忘のために記した文書の一つで、本来は蔵人の手元または蔵人所に残るべき性質のものであったが、そのまま当事者に回付ようになった文書である。古文書学においてこれまで諸説が提示されたが、口宣は蔵人職事から上卿に渡されるものだが、「口宣案」は太政官を経ることなく、当該案件の実務を担当する当事者に直接送付されるものとする説が主流である（註20）。内容も主として叙位、任官など人事に関する事項に際して作成された。その成立上限は鎌倉時代中期の後嵯峨院政期（一二四六〜七二）とするのが定説となっている。従って文献史料上にその語が見られるのも同時期以降である。

ここで問題が生じる。鎌倉時代後期以降に登場する「口宣案」の語が、平安時代末期の藤原師長書状で使用されたという点である。つまり、平安時代末までこの語の使用が遡れるかという疑問である。誤解のないように言えば、語句的に見て「口宣案」は本来、「口宣案文」を指す言葉である。鎌倉時代後期以降に主として朝廷の人事上の叙位任官案件に特化して用いられる様になった「口宣案」は、「口宣案文」の内の一種と言うことになる（註21）。そのため「口宣案文」自体は人事以外の案件でも作成されていたと考えられる。

例えば、平安時代末期の例として、奥州藤原氏追討の件をあげたい。文治五年（一一八七）、後白河院が源頼朝に対し、奥州藤原氏の追討を命じた際、奉行職事藤原家実は口宣を調べたが、これは恐らく上卿に伝えられ、弁官局の史へ宣下され、弁官局から頼朝に宣旨が発給されたと考えられる。しかし同時に家実は「口宣案文」を作成して、これを関東申次吉田経房の許に送り、経房は

この口宣案文に後白河院の院宣を副え、頼朝の代官である京都守護一条能保の許に送付し、能保の使者が院宣と口宣案文を携え頼朝の許にもたらしていた（註22）。この背景には、太政官での正式な手続きを経て宣下の後に宣旨（官宣旨）が下される場合は当事者への交付に日数がかかってしまい、追討など危急な案件では支障を来す。迅速な執行を企図して、宣旨（官宣旨）の発給、当事者への持参を待たず、宣旨（官宣旨）の手続きに並行して直接に当事者へ口宣案文を送付することで処理していたのである。ここでは「口宣案」と明記されないが、上卿の手から口宣の正文が弁官局に送られ、これに基づいて宣下が行われるため、吉田経房が受け取ったのは案文となるのである。そもそも奥州藤原氏の追討という内容からして、鎌倉時代以降の人事案件の文書として一般化する「口宣案」とは異質の「口宣案文」の存在は少なくとも平安時代末期にも確認できるのである。とすれば師長書状の「口宣案」は、「口宣案文」を指す言葉であった可能性もあるが、語の使用の上限の遡及に関しては後考を待ちたい。

そして前節で筆者は、師長の立場を上卿と措定したが、こうした過程を再考すれば、別の見方も可能であることに気付く。口宣↓宣下↓宣旨（外記宣旨・官宣旨）の発給という太政官での手続きに並行して、「口宣案文」は事案の当事者に直接送付されるわけだが、これは当然、「口宣案文」の方が宣旨より早く当事者に渡る可能性があるため、早期通達を期待したもので、当然ながら遅れて届く宣旨（外記宣旨・官宣旨）によって正式に案件の執行が命ぜられることになる。つまり時差が生じる訳である。この点を師長書状に当てはめて再度内容を検討すれば、師長自身が案件の当事者であれば、急ぎの案件として最初に「口宣案文」により通知されていたが、執行については正式に命ずる宣旨（外記宣旨・官宣旨）の下着を待っていた。蔵人頭平信範からの書状とともに、この案件に関わる貴人の近臣が信範に送った「彼御札」が届き、案件の進捗確認か執行が催促された。師長は「正式に執行を命じる宣旨（外記宣旨・官宣旨）」が下されていないのにも関わらず（進捗確認や催促を受けるのは）不審である。宣旨が届き次第（正式に実務担当者）に下知する。（事前に口宣案文にて執行内容自体は伝えられているので、決して遅怠していたわけではないか



ら、その証拠として「口宣案文等を進献する」と反駁した返信とする理解も可能であろう。よって以上の説を解釈Bとしたい（解釈図参照）。この場合、案件執行の当事者としての師長の立場は、上卿ではなく諸官司の長など太政官からの執行命令を受け、実際に当事者として公事案件に対処する立場が想起される。

師長は長寛二年（一一六四）以降朝廷に復帰した後、これまでの遅れを取り戻すように仁安元年（一一六六）に権大納言、同二年に大納言、同三年には左近衛大将を兼ね（註23）、安元元年（一一七五）には内大臣となり、公卿としての昇進を重ねた（註24）。またそれまでには「有職」の公卿として、仁安三年六月に法勝寺上卿（註25）、同年八月に高倉天皇即位にあたり大嘗会検校を（註

26）、同四年正月には左馬寮御監を兼ねるなど（註27）、廷臣の中でもその有能さが評価され要職を担っていた。また平清盛の義妹平滋子が皇太后となると皇太后宮大夫を兼ねており（註28）、平氏政権との関係も結んでいた。公事執行を直接指揮して責任を負う立場としては、こうした左近衛大将などの諸官司の長や、臨時の上卿などが該当しようか。

残念ながら本件に直接関わる史料は他に見出せないため、確定するには至らない。本稿では以上A・B二つの解釈を提示するに止めたが、ともあれ、師長が公事に関わる案件の対応を巡り、蔵人頭平信範に対し送った返信の書状とする理解は可能であろう。

四、書状の背景―「積鬱」の原因

最後に、この師長書状が出された背景を探ることで、年代を推定してみたい。書止文言は「謹言」で、月日も数字分下がった位置からの書き出しであることから、尊大、薄礼であることは既に見た。書札札から、この時師長は比較的高位、高官にあつたと見るべきである。とすれば権大納言に任官した仁安元年十一月から政変により失脚した治承三年（一一七九）十一月の間が、まず外枠として措定される。次に紙背が『兵範記』の料紙として再利用されたとする筆者の仮説に依拠すれば、宛所は平信範に推定される。さらに『兵範記』紙背文書における、信範の許に公事に関わる文書の集中する時期が、蔵人頭を務めた仁安二年二月から解官され備後国に配流された嘉応元年（一一六九）十二月であるため、外枠はさらに絞り込まれる。この期間はまた、既述の師長が公卿として累進を重ね、諸官司や臨時上卿などを勤めていた時期に重なるのである。

さらに絞るために、本文書き出しの語、「積鬱」についてここで考えてみたい。鎌倉時代初期から江戸時代初期に至るまで、古文書や古記録で一般的に使用された語で、意は「苦しくつらい気持ち」が積もり重なること、「心配が積もること」、また、その心配」となる。書状の冒頭にあるので、挨拶としての形式的な表現として捉えれば、「気持ち沈んでいたところ、挨拶としての手紙をいただきうれしい限りです」といった意味になるうか。何気ない言い回しなので他意はないかもしれないが、少なくとも師長はこの時、心配事など精神的に

鬱積した状態にあったのかもしれない。単なる不調かもしれないが、他に理由がないのかを史料から探ってみると、実は廷臣としての師長にとって、大きな事件がこの期間に起こっていた。

① 師長の離縁と失踪事件

一つ目は仁安二年四月、師長は配流の時期を支えた糟糠の妻である藤原頼女を突如離別し、自身の住まう九条第から出奔した。故近衛基実の後室平盛子（一一五六～七九。清盛女）が住む白川第に向かったとの伝聞が広がった。師長は未亡人となった盛子の婿として再婚を画策し、その既成事実のため、同居生活を始めたという。基実の嫡子は基通（一一六〇～一二三三）であるが盛子の実子ではなく、また幼少であるため、摂関家当主の座は忠通の子松殿基房（師長にとっては従兄弟）に移った。しかし、摂関領の大半は後家となった盛子が基通の嫡母として継承し、その外祖父として実質的には清盛が管理する体制となったのである。師長は盛子との再婚によって摂関家領の継承のみならず清盛の支援を取り付け、摂関就任の道を模索したと考えられる。しかし清盛にとっては、すでに基房が摂政となり摂関家を継承している点や、平氏政権にとって基通が成人するまでの中継ぎとしての師長の摂関家当主就任という選択は、益が薄いと政治的判断から、清盛は基通の支援を継続して、摂関家の「大殿」としての立場を選択したため、結局二人の再婚は立ち消えとなったのである。師長としては糟糠の妻と離別してまで自身の野心実現に邁進した果ての結末に、落胆の程が知られる。結果的には室を失うことにより精神的にも大きく挫折を味わったといえよう（註29）。

② 松殿基房との確執

二つ目は摂関家当主の座をめぐる基房との確執である。先にも述べたが、近衛基実の早すぎる死によって、摂関家当主の座は弟の松殿基房に移行したが、師長は頼長流の継承者として、自身の摂関就任に固執していた。その理由には、そもそも忠実―頼長―師長が正統な摂関家の継承順とする自意識があり、忠通流でも基房の継承は想定外とする認識を持っていた（公卿間でも同様で

あった）。また基房は師長よりも若年で、廷臣間でもその公事執行能力に疑問符が付けられる有様であった。師長の左近衛大将兼任は、摂関家師弟の先例に依拠したものであり、その先に摂関就任を見ていたことは容易に想像できる。

つまり師長は若年にして摂政となった基房に対する嫉視と挑戦的意図が心に存していたと見るべきであろう。そうした中、仁安三年十一月二十日に両者の対立を示す事件が起こった。この日、五節の舞を天皇が下見する「帳台試」が行われ、皇太后平滋子の行啓が予定されていた。皇太后宮大夫も兼ねた師長は当然供奉を命じられたが、当日になり、同日に行われた叙位儀出席のため、装束を束帯に改めるのを厭い、供奉しなかったのである。三条実房の分析では、これに参加した摂政基房に供奉することを嫌ったためというのが事の真相という。当然、基房は激怒し師長を解官したのである（ただし翌月には還任されているので、摂政基房による懲罰的意味合いがあったか）（註30）。

この事件は両者が摂関をめぐる対立していたこと、師長が若年で公事の能力も疑問視されていた基房を、自分よりも下位に見ていたことを示し、供奉により廷臣たちに基房の風下に立つ様に映る姿を拒否したのであるが、摂関就任について常に内在していた不満が、供奉を契機に発露したものだといえる。つまりこの頃、基房に対し鬱積した不満や嫉妬を師長が抱いていたことを示している。

こうした摂関就任への焦燥は以後も持ち続けたようで、師長は後白河院の近臣藤原成親の娘と再婚し、さらには成親の子成宗を養子に迎えた。これは院の支援で摂関就任を狙う手段に切り替えたものである。安元元年十一月に内大臣に昇り、摂関就任の一手手前まで迫ったが、建春門院滋子が同二年七月死去すると、院と師長との関係は疎遠となり、院もかつて保元の乱で対立した頼長の子である師長ではなく、松殿基房との提携を選択して、平清盛に近衛基通との対立路線を取り始めたため、師長は遊離してしまふ形となり、支援は途絶えた。ここに師長はついに太政大臣への就任を願うようになる。摂関家では摂政・関白を経て太政大臣になるのが通例であり、内大臣止まりの師長が太政大臣を望むことは、摂関就任を諦めたことを示す。政治環境の変化によって野心は挫折したと見るが、太政大臣任官後も公事に関わることを願ったとされるか

ら、朝廷での政務には強い執心を抱いていたといえる。

以上のような廷臣としての師長に関わる二つの事件から、仁安二年から三年にかけて、師長の鬱積した気分は高まっていたと思われる。師長書状にある「積鬱」がこれらの事件の背景と同じであるかは断定できないが、内心に思うところがあり鬱屈した状態であったことは容易に想像できよう。いっぽうこの時期は「有職」の公卿として活躍した期間とも重なり、師長は撰関就任の野心を持ち、基房との確執や不満を抱きつつ、朝廷の公事を精力的にこなしていたものと推測される。そうした時期のやりとりをこの師長書状は示していると考えたい。

おわりに

以上、師長書状について文化財学的考察を基礎に検討を加えてみたが、その知見をまとめてみる。料紙は楮を原料とする質の高い大型の檀紙で、平安時代後期の特徴を有しており、書札札は尊大、薄礼で、配流先から朝廷に復帰した時期以降のものと思われる。料紙の表面には他の書状の文面が転写された墨映文書が確認でき、紙背にも墨書痕が一部残る点、透過光下による顕微鏡観察で、楮の繊維に緩い打紙加工の痕跡が認められるため、日記料紙に転用された可能性が高い。また書状が近衛家に伝来したことから、撰関家司平信範の『兵範記』が裏面に記され、近衛家熙の時代に日記と書状が相剝ぎされ、書状は掛幅装に仕立てられたと指摘した。

書状の現状と伝来をもとに類推して、藏人頭平信範に宛てたと仮定し、文中の「宣旨」、「口宣案」などの語からは、朝廷の公事案件の執行に関して出された返信と考察した。また「彼御札」の語からは、書状の背景に、天皇、または院、女院、撰関家当主などの高位の存在が窺われ、案件の進捗確認や執行を催促する内容であったと推定し、この書状は、その反論の証拠として「口宣案」を信範の許に送った際にしたためられた返信と結論した。また「積鬱」の語をもとに、当時の記録から師長が置かれていた政治的な状況を検討し、精神的にも抑圧されていたと思われる仁安二・三年あたりを作成年代に推定した。

本書は師長の朝廷内における公事執行の姿を端的に伝えるとともに、平安

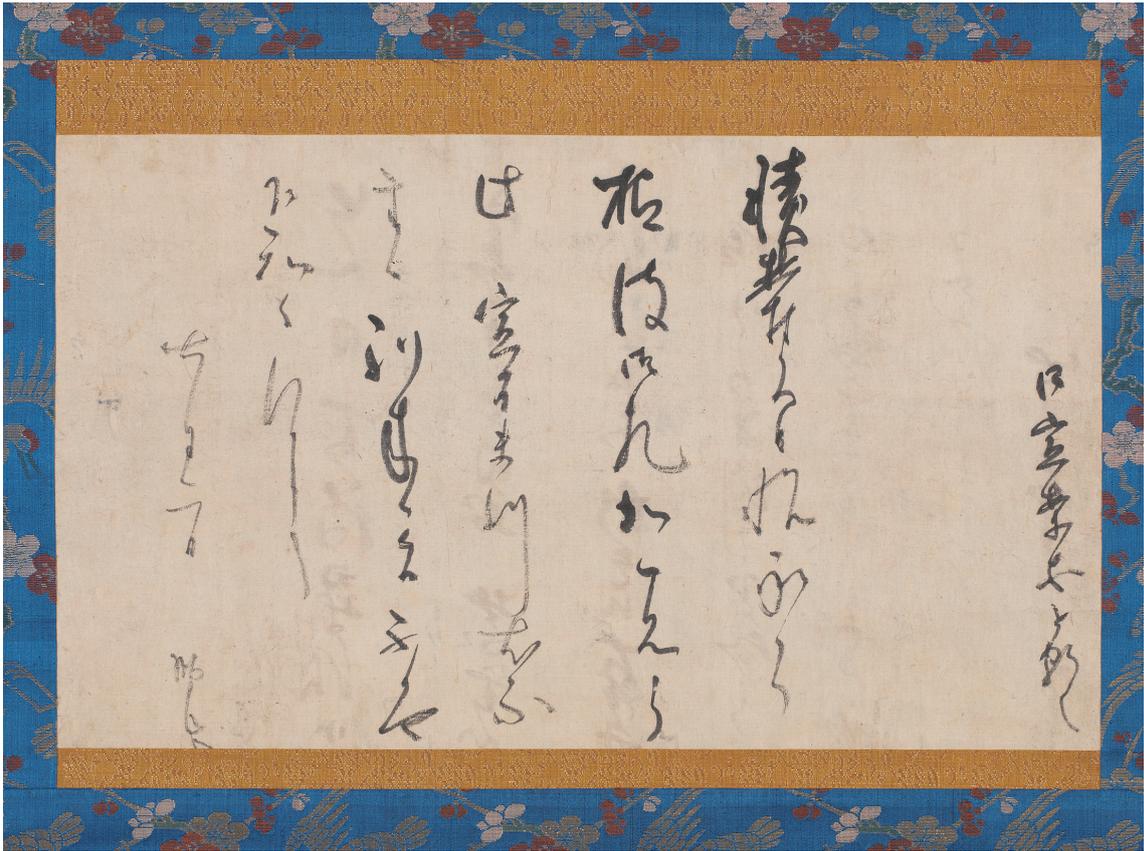
時代末期の太政官政における事務処理の一端を示すものとして歴史的、古文学的に評価できよう。特に「宣旨」に関わる「口宣案」の位置づけなど、鎌倉時代以降に見られる事象が、平安時代末期にまで遡れる可能性を提示するものと考えられる。ただし、「口宣案」という語自体が鎌倉期のもものと一致するか、また使用例が当該期まで遡及できるかについては慎重を期し、後の課題としたい。

(たかなし まさゆき 当館学芸部調査・保存課長)

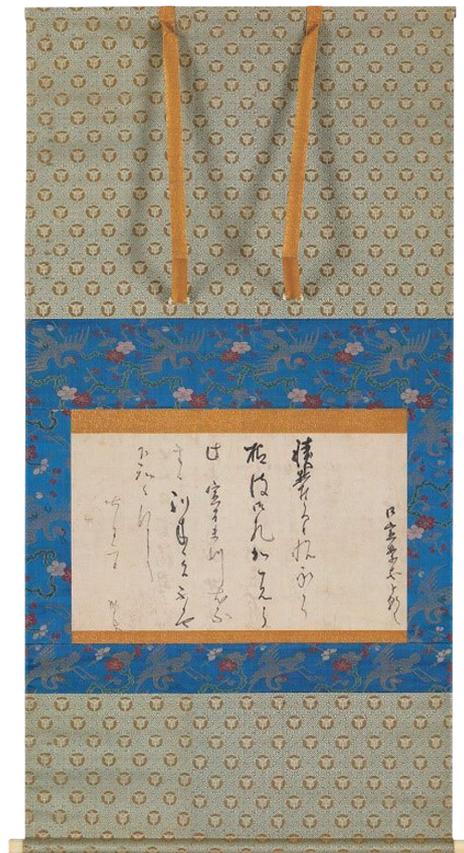
註

- (1) ①樋口健太郎「藤原師長論」(同「中世撰関家の家と権力」校倉書房、二〇一一年、第三章、初出二〇〇五年)。②同「藤原頼長・師長―よく王事を勤め以て我が恩に報いよ」ミネルヴァ書房、二〇二四年、第九・十章、一三七―二八頁)。
- (2) 小松茂美編『日本書蹟大鑑』第三卷解説、講談社、一九七八年、一九八・一九九頁。毎日新聞社・至宝委員会事務局編『皇室の至宝』10御物・書跡I、毎日新聞社、一九九二年、二四九・二五〇頁(湯山賢一氏執筆)。宮内庁三の丸尚蔵館編『新版』雅・美・巧―所蔵名品三〇〇選(宮内庁三の丸尚蔵館名品図録)・上「宮内庁、二〇〇三年、三一頁。宮内庁書陵部・宮内庁三の丸尚蔵館編『三の丸尚蔵館展覧会図録』74書的美、文字の巧」二〇一六年、四二頁。小松氏以外は皇居三の丸尚蔵館収蔵の藤原師長書状を対象としたもので、管見の限り、小松氏のほかに他の師長書状を扱ったものはない。これらはいずれも図録や解説という性格上、本文内容の解釈を主とする。
- (3) 「吉田文書」(東京大学史料編纂所架蔵影写本3071.64.22)。
- (4) 前掲註2、小松氏編著所収、藤原師長消息。
- (5) 東京大学史料編纂所所蔵台紙付写真(台紙付写真551-11001、台紙付写真902-11268)。
- (6) 東京大学史料編纂所所蔵台紙付写真(台紙付写真767-10378)。
- (7) 宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵、伏971。
- (8) 高田智仁「近衛家掛軸の表具に関する一考察」『書学書道史研究』二二、二〇一一年)。
- (9) 中世古文書料紙の縦横比率は一般的に1対1.6であるが、近世になると1.5以下と比率が下がる傾向がある(富田正弘「中世における牛玉宝印の料紙について」、『東京大学経済学部資料室年報』五、二〇一五年、五九頁)。ただし平安時代の料紙では1.7、1.8と比較的に比率が高いため、総じて平安期の古文書料紙は横が長いもの判断される。

- (10) 筆者の云う檀紙とはいわゆる「中世檀紙」を指し、その特徴は、①原料は楮繊維、②地色は白色、③糞の目、糸目は反射光ではほぼ目視し得ず、透過光下で微かに視認される程度、④一部に截断繊維や米粉が少量含まれる、などである。なお、師長書状の諸特徴は所謂、中世の「引合紙」に近いものだが(高島晶彦・名和知彦「室町時代の引合について」『古文書研究』八八、二〇一九年、八九頁)、史料上での初見が鎌倉時代後期であるため(『実躬卿記』正安四年二月二日条)、当該期での名称としては採用せず、本稿では「質の高い大型の檀紙」とした。
- (11) 毎日新聞社・至宝委員会事務局編『皇室の至宝』10御物・書跡Ⅰ、毎日新聞社、一九九二年、二四九・二五〇頁(湯山賢一氏執筆)。宮内庁三の丸尚蔵館編『新版』雅・美・巧―所蔵名品三〇〇選(宮内庁三の丸尚蔵館名品図録)・上、宮内庁、二〇〇三年、三一頁。宮内庁書陵部・宮内庁三の丸尚蔵館編『三の丸尚蔵館展覧会図録No.74書之美、文字の巧』二〇一六年、四二頁。
- (12) 『愚昧記』(大日本古記録) 永万二年七月十二日条。
- (13) 『愚昧記』治承五年正月廿日条。
- (14) 『愚昧記』仁安三年十一月十三日条。
- (15) 尾上陽介「陽明文庫所蔵『兵範記』紙背文書目録(十五函之内第十一函及第十二函)」(田島公編『禁裏・公家文庫の研究』四、思文閣出版、二〇一二年)。同『兵範記』紙背文書やその他の断簡からの発見(田島公編『近衛家名宝からたどる宮廷文化史―陽明文庫が伝える千年のみやび』笠間書院、二〇一六年)。
- (16) 藤原重雄「権大納言某書状―墨映―主殿寮年預補任状案―」名和修・尾上陽介・田島公監修『陽明文庫講座図録三(二〇二一年度)』東京大学史料編纂所・公益財団法人陽明文庫、二〇二二年、二八―三三頁。
- (17) ちなみに陽明文庫蔵『人車記(兵範記)』(東京大学史料編纂所所蔵写真真帳G1733822) 嘉応元年一二月清書本の連続する紙背文書中の九月廿日付源頼政書状から九月廿三日付藤原能盛書状までも、師長書状の様な墨影が確認できる。
- (18) 皇居三の丸尚蔵館に収蔵される平重盛書状も家熙表具であり、『兵範記』の料紙に再利用され近衛家に伝来したものと推測される(拙稿「平重盛書状考―料紙と書札礼、伝来」、『宮内庁三の丸尚蔵館年報・紀要』二九、二〇二三年、同「平重盛書状」、『古文書研究』九五、二〇二三年)。
- (19) 宛所未記載の当該期間中のもので推定される請文が『兵範記』紙背文書中に散見される(具体例としては、陽明文庫蔵『人車記(兵範記)』仁安三年三月清書本紙背、九月三日付源仲綱請文、九月一九日付某頼季請文、四月廿九日付権中納言某請文など)。
- (20) 富田正弘「口宣・口宣案の成立と変遷―院政Ⅱ親政と天皇Ⅱ太政官政―」(同『中世公家政治文書論』吉川弘文館、二〇一二年、第二部第四章)。
- (21) 前掲註(20) 二五九頁。
- (22) 『吾妻鏡』(新訂増補国史大系) 文治五年九月九日条。前掲註(20) 二六〇―二六二頁。
- (23) 『兵範記』(増補史料大成) 仁安三年九月四日条。『公卿補任』(新訂増補国史大系) 仁安三年。
- (24) 『玉葉』(圖書寮叢刊) 安元元年十一月廿八日条。『公卿補任』 承安五年(安元元年)。
- (25) 『兵範記』 仁安三年六月十七日条。
- (26) 『兵範記』 仁安三年八月七日条。
- (27) 『兵範記』 仁安四年正月二日条。『公卿補任』 仁安四年(嘉応元年)。
- (28) 『兵範記』 仁安三年八月十二日条。『公卿補任』 仁安三年。
- (29) 『玉葉』 仁安二年五月一日条。前掲註1①二〇六―二〇八頁。②二六一―二六五頁。
- (30) 『愚昧記』 仁安三年十一月廿日条。前掲註1①一九九―二〇一頁。②二六五―二六六頁。



1 藤原師長書状



2 藤原師長書状(全図) 当館収蔵

本紀要の投稿原稿は、編集委員において査読を経た審査をし、採用決定したものを掲載しています。

掲載内容は、収藏品および館の業務に関わるものを題材とし、関連諸学（美学・美術史学、歴史学、考古学、博物館学、博物館教育、博物館情報、保存科学等）における研究、および上記以外の館の活動に関わる事業・事例等報告とします。

このうち、事業・事例等報告や調査概報については、査読はないものとします。

編集委員

委員長

建石 徹

戸田 浩之

五味 聖

高梨 真行

瀬谷 愛

・『尚蔵―皇居三の丸尚蔵館紀要』中、作品名や作者、制作年などの表記は、紀要発行当時のものです。

・『尚蔵―皇居三の丸尚蔵館紀要』の著作権は独立行政法人国立文化財機構皇居三の丸尚蔵館に属し、本ファイルを改変、再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。

・『尚蔵―皇居三の丸尚蔵館紀要』に掲載された文章や図版を利用する場合は、出典を明記してください。また、図版を出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は、当館ホームページ記載の手続きを行ってください。

尚蔵

―皇居三の丸尚蔵館紀要

創刊号（通号三〇号）

二〇二四（令和六）年度

編集
発行

皇居三の丸尚蔵館
東京都千代田区千代田一―八

制作

株式会社アイワード
北海道札幌市中央区北三条東五―五―九一

翻訳

山口敏之（株式会社イー・シー）

二〇二五年三月三十一日発行